

(平成25年2月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月から6年3月まで
② 平成7年4月から8年3月まで
③ 平成11年4月から15年6月まで
④ 平成16年7月から20年1月まで

申立期間について、市役所で国民年金の免除を申請していたはずだ。

A市役所で国民年金の加入手続をしたが、それ以後は怪我や病気で働けなかった時も多く、国民健康保険の減免申請とともに国民年金の免除を申請していた。

A市役所において、複数回手続を行った記憶があるので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、「当時は身体の調子が悪い上（心臓の持病あり）、怪我が重なったりしたこともあり、A市に転居した23歳から27、28歳頃まではほとんど働けなかったため、国民健康保険の減免申請とともに国民年金の免除を申請していた。」と述べているところ、オンライン記録を見ると、当該申立期間の前1年と後ろ3年の期間において免除が承認されていることが確認できる上、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿において、「新規 6.10.31」と記録されており、平成6年10月31日に国民年金に係る加入手続が行われ、同名簿が作成されたものと考えられる。また、申立人に係る同市の国民健康保険の資格取得に係る届出日も同日であることから、国民健康保険と国民年金の手続を同時に行っていたとする申立人の主張に特段不合理な点はみられない。

また、前述の国民健康保険の記録を見ると、当該申立期間を含む前後の期間において国民健康保険に継続して加入していることが確認できるところ、当該期間の国民健康保険に係る減免措置の適用の有無については資料が無く

不明であるものの、申立人の国民年金の免除が当該申立期間の前後の期間にわたって承認されている状況を踏まえると、国民健康保険についても当該措置が継続して適用されていたものと考えるのが自然である。また、当該措置が継続して適用されるためには、年に一度の所得申告が必要であり、申立人が平成7年度についても当該措置が継続して適用される場合には、同年度始め頃に当該申告のためにA市役所を訪れている可能性が高いことから、申立人が主張するとおり、国民健康保険の手続とともに、当該申立期間に係る国民年金の免除の申請手続を行っていたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

一方、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年9月14日にA市において払い出されていることが確認でき、同市の申立人に係る国民年金被保険者名簿は前述のとおり同年10月31日に作成されている状況を踏まえると、申立人は、同時期に国民年金の加入手続を行い、国民年金被保険者資格を取得したものと考えられることから、当該申立期間においては同被保険者ではなく、当該申立期間に係る国民年金保険料の免除申請はできなかったものと考えられる。

申立期間③について、申立人は、平成12年5月*日に結婚していることから、当該期間の大部分が結婚後の期間となるが、一緒に手続等を行ったと考えられる申立人の妻についても免除の記録は確認できず、申立人と同様に未納期間となっている。

また、オンライン記録によると、当該申立期間における申立人の居住地は、A市、B町及びC市にわたっており、当該期間の免除が継続して承認されるためには、少なくともA市及びC市において当該申請手続が必要となるものと考えられるが、申立人は同市における手続について記憶が明確ではない上、当該期間におけるA市での居住期間を考えると、申立人は同市役所において少なくとも3回の免除に係る手続が必要であったと考えられるところ、社会保険事務所（当時）及びA市のいずれにおいても、複数年度にわたり、その記録が漏れるとは考え難い。

申立期間④について、申立人に係るC市及びA市の所得関連資料により、申立人は、国民年金の免除の所得基準を超える所得があったことが確認できることから、免除が承認されるとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間①、③及び④の国民年金保険料について免除されていたことを示す関連資料（免除承認通知書等）は無く、当該期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、③及び④の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月26日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を6万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月26日

A社に勤務していた期間のうち平成15年12月に間違いなく賞与が支給されていたのに厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における当該期間の標準賞与額に係る記録を6万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月26日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を7万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月26日

A社に勤務していた期間のうち平成15年12月に間違いなく賞与が支給されていたのに厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における当該期間の標準賞与額に係る記録を7万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月26日及び17年12月27日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を15年12月26日は9万2,000円、17年12月27日は9万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月26日
② 平成17年12月27日

A社に勤務していた期間のうち平成15年12月及び17年12月に間違いなく賞与が支給されていたのに厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②において賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月26日は9万2,000円、17年12月27日は9万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B市）における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月30日から同年7月1日まで

昭和49年4月にA社に入社し、その年の7月に工場研修のため本社からC事業所へ異動した。54年に退職するまで継続して勤務していたので、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険被保険者記録、同社から提出された人事記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和49年7月1日に同社（B市）から同社（C市）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B市）における昭和49年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、申立人の資格喪失届の記載に誤りがあったことを認めていることから、事業主が昭和49年6月30日を申立人のA社（B市）における資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月26日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を12万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月26日

A社に勤務していた期間のうち、平成15年12月の賞与の分が年金記録に反映されていない。申立期間に賞与を受け取っているため、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する平成15年冬季賞与明細書及び出金伝票により、申立人は、申立期間において賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を12万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月26日及び17年12月27日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を15年12月26日は7万9,000円、17年12月27日は7万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月26日
② 平成17年12月27日

A社に勤務していた期間のうち、平成15年12月と17年12月の賞与の分が年金記録に反映されていない。申立期間に賞与を受け取っているため、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②において、賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月26日は7万9,000円、17年12月27日は7万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月26日及び17年12月27日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を15年12月26日は7万2,000円、17年12月27日は6万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月26日
② 平成17年12月27日

A社に勤務していた期間のうち、平成15年12月と17年12月に受け取った賞与の分が年金記録に反映されていない。申立期間に賞与を受け取っているため、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月26日は7万2,000円、17年12月27日は6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から2年9月までの期間及び3年3月から5年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年8月から2年9月まで
② 平成3年3月から5年11月まで

申立期間①について、会社を退職後の平成元年8月頃にA市役所又は同市役所B出張所で国民年金の加入手続を行い、口座振替により納付した。

申立期間②について、C区役所で婚姻届の提出時にそれまで未納であった保険料について納付の説明を聞き、後日、預金口座から現金を引き出して平成5年12月から6年3月までの間に約22万円を一括して納付した。その後、6年6月に納付書が送付されてきたが、おかしいと思いつつ放置していた。申立期間の記録が無いのはおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後の平成元年8月頃に、会社から渡された年金手帳を持って国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人に対する国民年金手帳記号番号の払出日は6年6月7日となっており、その時点まで、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡がうかがえないことを踏まえると、申立期間①及び②当時は、国民年金の未加入期間であると考えられ、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、前述の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間①の全期間及び申立期間②の一部の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人が所持している年金手帳及びオンライン記録によると、申

立人は、平成5年12月*日に国民年金の第3号被保険者資格を取得していることが確認できるが、この日について、申立人は、自身の挙式日であるとしており、申立人しか知り得ない日が資格取得日となっていること、また、年金手帳の住所欄は、前述の国民年金手帳記号番号が付番された時点において居住していた住所地が記載されていることから、不自然さは無い上、申立人は、保険料を納付した場所及び時期に関する記憶が明確ではないことから、申立期間当時の保険料納付の状況等が不明である。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 5 月頃から 49 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月頃から 49 年 4 月まで

昭和 49 年か 50 年頃に、国民年金のまとめ払いのことを知った母が、私と妹二人分の国民年金保険料を A 区役所か B 社会保険事務所（当時）で遡って納付してくれた。

一緒に納付した妹二人については 20 歳からの納付が確認できるのに、私についてはそれが全く確認できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 49 年か 50 年頃に、母が私と妹二人分の国民年金保険料を A 区役所か B 社会保険事務所で遡って納付してくれた。」と述べているが、同事務所では、申立期間当時において国民年金の業務は行っていなかった上、申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後の昭和 52 年 7 月 26 日に夫と共に C 市において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない。

また、申立人が結婚前に居住していた A 区及び D 市においては、申立人が国民年金の被保険者であった事実が確認できず、一方、申立人に係る C 市の国民年金被保険者名簿には、「昭和 52 年 5 月 15 日」の記載とともに新規で国民年金の被保険者資格を取得した旨の記録が確認できる上、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄においても、同日の記載が確認できる。これらを踏まえると、申立人は同年 7 月頃に初めて国民年金の加入手続を行い、同年 5 月 15 日に遡って被保険者資格を取得したと推認されることから、申立期間は、国民年金の未加入期間と考えられ、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付したとされる二人の妹については、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録により、昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月までの期間に実施された第 3 回特例納付制度により 20 歳に遡って国民年金保険料を納付していることが確認できるところ、当該期間は申立人が既に結婚して C 市に居住していた期間となり、申立人の主張と相違しているほか、当時、特例納付をするためには住所地市区町村に申出する必要があったことから、母親が A 区において申立人の特例納付を行ったとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金への加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、実際にこれらを行ったとされる申立人の母親の記憶も明確でない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1288 (事案 12、717、964、1143、1245、1272 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

これまで 6 回記録訂正の申立てを行い、いずれも認められなかったが、間違い無く申立期間における国民年金保険料は私自身が納付している。

前回の申立てでは、次兄と同姓同名の被保険者記録について、次兄と私を誤認して加入手続が行われたと思うので申立てを行ったが、認められなかった。しかし、当該記録について、次兄の元妻であれば、当時の納付状況が分かると思うので調査してほしい。

また、昭和 37 年春頃から私と一緒に働いていた女性がおおり、私が忙しいときや不在のときなど、集金袋に保険料を入れておき、その女性が私に代わって集金人に対して保険料を支払ってくれるようになった。女性の納付行為について、女性の長男も目にする機会があったと思う。当時の納付状況を知り得る当該女性及びその長男に聞き取り調査を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の過去の申立てについては、平成 19 年 11 月 30 日付け、21 年 12 月 16 日付け、22 年 11 月 25 日付け、23 年 6 月 22 日付け及び 24 年 3 月 22 日付けで、また、前回の 6 回目の申立てについては、i) 申立人が記憶している国民年金の加入手続の時期と次兄と同姓同名の者の同加入手続の時期は相違していること、ii) 次兄と同姓同名の被保険者記録は昭和 36 年度の 1 年間の納付記録であり、申立人の主張する 5 年間の申立期間とは符合しないこと、iii) 次兄と同姓同名の被保険者記録について、日本年金機構は、「判定基準に照らして判断すると、生年月日が一部相違しているものの、申立人の次兄である可能性が高いと判定されるが、申立人の記録と判定することは困難である。」と回答していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成

24年9月12日付けでいずれも年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「次兄と同姓同名の被保険者記録について、次兄の元妻であれば、当時の納付状況が分かると思うので調査してほしい。」として7回目の申立てを行っている。

しかし、次兄の元妻は、「私は昭和37年春にA県からB地に行ったので、元夫の昭和36年度における国民年金保険料の納付状況は全く分からない。」と証言していることから、次兄と同姓同名の被保険者記録に係る国民年金保険料について、納付時期、納付した者及び納付方法などは不明である。

また、申立人は、「昭和37年春頃から私と一緒に働いていた女性が、私の国民年金保険料を代理で支払ってくれた。また、女性の長男も同納付行為を目にする機会があったと思う。」と主張しているが、オンライン記録によると、当該女性は既に死亡している上、女性の長男とされる者に対して文書照会を行ったが、宛所に尋ね当たらず、回答を得られないことから、当該女性が申立人の代理として、集金人に対して申立人の国民年金保険料を納付したか否かを確認することができない。

さらに、上記次兄の元妻は、「昭和37年春から数か月間、B地の仕事場で（申立人と）一緒に働いていたが、（申立人が）国民年金保険料を集金人に支払っていたか、未亡人会の集金人が仕事場に來ていたか、仕事場に国民年金保険料が入った集金袋があったかはいずれも分からない。」と述べており、申立期間当時、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる証言を得ることができなかった。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。